

## 外国証券情報

更新日 : 2026/2/12

ティッカー: APTV

## 1. 発行者情報

(1) 名称	APTIV PLC				
(カタカナ)	アプティブ				
(2) 本店所在地	Spitalstrasse 5, 8200 Schaffhausen, Switzerland				
(3) ①設立の準拠法	ジャージー法	②法的地位	公開有限責任会社	③設立年	2011年
(4) 決算期	12月				
(5) 発行済株式数	212.7	百万株	(2025/12/31時点)		
(6) 事業内容	主に自動車メーカー向けに電気・電子部品を製造・販売するほか、自動運転支援システム関連の製品やソフトウェアも手がける。				
(7) 経理の概要	詳細は年次報告書(※)を参照のこと。				
		2025/12		2024/12	
総資産額	(百万USD)	23,413	(百万USD)	23,458	
負債額	(百万USD)	13,914	(百万USD)	14,373	
株主資本額	(百万USD)	9,207	(百万USD)	8,796	

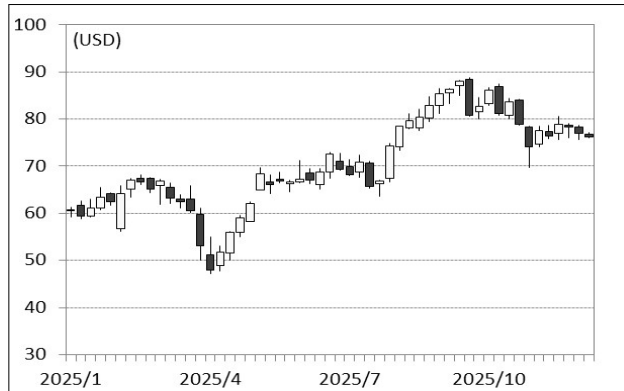
\*1. (3) ③設立年の情報源: 発行者が米国企業の場合、登記されている州の公式HP。

\*1. (5) 発行済株式数は、特に注記のない限り、発行者が発行する普通株式の総数。

## 2. 証券情報

(1) 株式の種類及び名称	普通株式
(2) ①発行地	米国
②上場している外国の金融商品取引所	(出典: 年次報告書) ニューヨーク証券取引所

〈週足チャート〉2025/1/1~2025/12/31



(3) 株価の推移 〈チャート〉を参照のこと。

年間最高値	(USD)	88.800
年間最安値	(USD)	47.190

\* 「株価の推移」および「株価チャート」は、株式分割等の権利調整後の値。

(4) 業績推移		2025/12		2024/12	
売上高	(百万USD)	20,398	(百万USD)	19,713	
当期純利益	(百万USD)	165	(百万USD)	1,787	
株主資本額	(百万USD)	9,207	(百万USD)	8,796	
(5) 1株当たり情報		2025/12		2024/12	
1株当たり純利益(基本)	(USD)	0.75	(USD)	6.97	
1株当たり純利益(希薄後)	(USD)	0.75	(USD)	6.96	
1株当たり配当額	(USD)	0	(USD)	0	

\*2. (5) 1株当たり配当額: 会計年度に係る配当額として提案された数値が年次報告書に記載されている場合には、その金額を記載。記載されていない場合には会計年度中に支払われた金額を記載。

■備考

売上高は純売上高。

〈通貨単位〉USD: 米ドル

〈会計基準〉米国会計基準

(※) 年次報告書 <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1521332/000152133226000009/aptv-20251231.htm>

〈ご留意いただきたい事項〉

- (注1) 当社で取り扱う外国証券については、本邦取引所上場銘柄及び国内非上場公募銘柄を除き、我が国の金融商品取引法に基づいた発行者の開示は行われておりません。
- (注2) 本書は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (注3) 株価の下落や発行者の経営・財務状況の変化、及びそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。さらに為替相場の変動により、損失を被ることがあります。
- (注4) 本書は年次報告書などに基づいて作成するため、記載された決算期が直近に終了した決算期より古い場合や、年次報告書などがリリースされた後の決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。
- (注5) 株価の推移は、特に注記のない限り、原則として会計年度の期間を対象としています。

### 3. 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実（※）

<ティッカー> APTV

<会社名> APTIV PLC

<証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実>

重要事実：スピノフ（分社化）

#### （1）内容

アプティブは 2025 年 1 月 22 日、配電システム事業をスピノフし独立した会社とする計画を、同社の取締役会が承認したこと発表した。

公表資料によると、アプティブの株主は、現在のアプティブの株式を保有しつつ、独立する新会社の株式をアプティブの株式の保有割合に応じて受け取るとのことである。

スピノフ手続き完了のためには、アプティブ取締役会の最終的な承認に加え、税務アドバイザーからの意見の受領、規制当局への届け出など慣習的な条件を満たすことが必要で、2026 年 3 月 31 日までの手続き完了を目指すとのことである。

#### ●参考資料

（2025 年 1 月 22 日付公告から）

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1521332/000152133225000003/aptv2024ex991cyriumrelease.htm>

（※）本書面は、金融商品取引法第 27 条の 32 の 2 第 2 項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 15 条第 1 項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実」をお知らせするものです。